

(要領様式第2)

事業計画概要書に対する市長意見書

令和6年5月8日

直富商事株式会社

代表取締役 木下繁夫 様

長野市長 荻原健司

令和6年3月21日付けで提出のあった事業計画概要書について、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第52条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野市大字大豆島3397番地6 直富商事株式会社 代表取締役 木下繁夫
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野市大字大豆島字上之島3397番6、3397番7
(3) 廃棄物の処理施設の種類	一般廃棄物処理施設 (ごみ処理施設 (切断施設)) 一般廃棄物処理施設 (ごみ処理施設 (圧縮施設)) 一般廃棄物処理施設 (ごみ処理施設 (圧縮・結束施設))
(4) 処理を行う廃棄物の種類	(1) 切断処理する一般廃棄物 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず類、繊維くず (以上いずれも、処理困難物に限る。)、紙くず、木くず (2) 圧縮処理する一般廃棄物 金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず類 (以上いずれも金属くずに付着するものに限る。) (3) 圧縮・結束処理する一般廃棄物 廃プラスチック類(ペットボトル及び処理困難物に限る。)、金属くず、ガラスくず類、繊維くず(以上いずれも、処理困難物に限る。)、紙くず、木くず
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	(1) 切断施設 162.25 t / 日 (稼働時間11時間) (2) 圧縮施設 46.75 t / 日 (稼働時間11時間) (3) 圧縮・結束施設 廃プラスチック類 233.2 t / 日、紙くず 228.8 t / 日 (以上いずれも、稼働時間11時間)

	変更後	変更前
(6) 変更の概要(変更許可等の場合)	切断処理する一般廃棄物 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず類、繊維くず（以上いずれも、処理困難物に限る。）、紙くず、木くず	切断処理する一般廃棄物 廃プラスチック類、ガラスくず類、繊維くず（以上いずれも、処理困難物に限る。）、紙くず、木くず
	圧縮処理する一般廃棄物 金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず類、木くず（以上いずれも、金属くずに付着するものに限る。）	新規
	ごみ処理施設 (1) 金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず類、木くず（以上いずれも、金属くずに付着するものに限る。）の切断施設	(1) 新設
	(2) 金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず類、木くず（以上いずれも、金属くずに付着するものに限る。）の圧縮施設 (3) 廃プラスチック類、紙くずの圧縮・結束施設	(2) 新設  (3) 新設
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(1) 大豆島下区 (2) 朝陽南屋島区 長野市（処理施設のある事業場敷地境界から概ね 200m の区域） 根拠：長野市廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第 3 第 1 項（5）	
(8) 関係住民の範囲その根拠	周辺地域内の住民 周辺地域内に事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業、漁業を営む者 根拠：条例第45条第 2 項及び条例施行規則第40条第 1 号	

(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	令和6年5月31日(金) 午後6時 長野地域職業訓練センター
--------------------------------	-----------------------------------

## 2 市長意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。